

# 安 全 デ ー タ シ ー ト

## 1. 製品及び会社情報

製品名	ネオ・ジョイントテープ
会社名	三ツ星ベルト株式会社
住所	神戸市長田区浜添通4丁目1-21
担当部門	建設資材事業部 技術・生産部
電話番号	078-682-3379
FAX番号	078-685-5681
緊急連絡先	078-682-3379
整理番号	K-030
推奨用途及び使用上の制限	EPDMゴムシート防水ジョイント接着テープ

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類	本製品は、GHS基準により分類の必要がない
注意書き:	GHS分類は付与されないが取り扱い時には下記の点に注意する。 【予防策】 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 使用前に取扱説明書を入手すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 【救急処置】 気分が悪い場合: 医師の診断、手当を受けること。 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師の手当て、診断を受けること。 眼に入った場合: 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。直ちに医師に連絡すること。 皮膚(又は毛髪)に付着した場合: 直ちにすべての汚染された衣服を脱ぐこと、取り除くこと。多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合: 医師の診断、手当てを受けること。 【保管】 直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて、施錠して保管すること。 【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 3. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区分	: 混合物
化学名	: プチルゴム系テープ

成分	含有量(%)	官報公示整理番号	CAS No.
ブチルゴム等	70～80	記載できない	
カーボンブラック	10～20	対象外	1333-86-4
鉱油	～10	記載できない	記載できない
二酸化マンガン	2	(1)-475	1313-13-9
酸化亜鉛	1～2	(1)-561	1314-13-2

#### 4. 応急処置

吸入した場合:	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合:	気分が悪い場合は、医師の手当て、診断を受けること。 汚染された衣服を脱ぐこと。 皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 医師の診断、手当てを受けること。 気分が悪い場合は、医師の手当て、診断を受けること。
目に入った場合:	汚染された衣服を再使用する前に洗濯すること。 水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が継続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 医師の手当て、診断を受けること。
飲み込んだ場合:	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 口をすすぐこと。 医師の手当て、診断を受けること。
予測される急性症状及び遅発性症状	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 特になし

#### 5. 火災時の措置

消火剤:	注水、粉末消火剤、粉末炭酸ガス消火器、泡消火器、防火砂等
特有の危険有害性:	熱分解、不完全燃焼により黒煙、一酸化炭素が発生し、これらの吸入により危険を生じるおそれがある。
特有の消火方法:	注水、水噴霧、各種消火剤等を使用して風上から消火する。
消火を行う者の保護:	有害ガス用防毒マスク、ゴーグル、ゴム製保護手袋等の保護具を着用して下さい。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	漏出時の処置を行う際には、必ずゴム製またはビニール製保護手袋、保護眼鏡またはゴーグルを着用する。 皮膚に付着したり、目に入った場合は「4. 応急処置」に記載の方法により処置する。
環境に対する注意事項:	下水及び公共水域に流出しないようにする。
除去方法:	漏出、飛散した場合には、掃き集め、適当な容器に回収する。 回収物は、「13. 廃棄上の注意」に従い、廃棄する。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱い注意事項:	使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。  
 眼に入れないこと。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

#### 保管

技術的対策： 保管場所は耐火構造とし、屋根を不燃材料で作リ、天井を設けない。  
 保管場所の床は、床面に水が浸入、浸透しない構造とする。  
 保管場所には、必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件： 直射日光を避け、換気の良い所に保管する。  
 防湿に留意する。  
 屋内貯蔵を原則とする。

混触危険物質： 水と接触のおそれがない場所に貯蔵すること。

容器包装材料： ダンボールケース等

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指導)

成分	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会(2015)	ACGIH(TLV)(2010)・TWA
カーボンブラック	規定なし	—	3.5 mg/m <sup>3</sup>
鉱油	規定なし	鉱油ミスト 3 mg/m <sup>3</sup>	鉱油ミスト 5 mg/m <sup>3</sup>
二酸化マンガン	0.2 mg/m <sup>3</sup>	—	0.2 mg/m <sup>3</sup>
酸化亜鉛	規定なし	—	2 mg/m <sup>3</sup>

設備対策： 室内で取扱う場合は管理濃度以下にするために十分な能力を有する換気装置を備える。

#### 保護具

呼吸器の保護具： 適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具： 適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具： 適切な眼の保護具を着用すること。  
 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具： 適切な顔面用保護具を着用すること。

衛生対策： 取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など： 黒色固体

臭い： 微臭あり

pH： 該当しない。

融点・凝固点： データなし。

沸点： 該当しない。

引火点： 該当しない。

爆発範囲： 該当しない。

蒸気圧： 該当しない。

蒸気密度： 該当しない。

比重： 1.10(20°C)

溶解度： 水に難溶

オクタノール/水分配係数： データなし。

自然発火温度： 該当しない。

分解温度： 250°C

臭いのしきい(閾)値： データなし。

蒸発速度： データなし。

燃焼性(固体、ガス)： データなし。

粘度： データなし。

## 10. 安定性及び反応性

安定性:	通常の取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性:	該当しない。
避けるべき条件:	高温、高湿、直射日光
混触危険物質:	知見なし。
危険有害な分解生成物:	知見なし。

## 11. 有害性情報

急性毒性:	知見なし
呼吸器感作性:	知見なし
皮膚感作性:	知見なし
生殖細胞変異原性:	知見なし
発がん性:	知見なし
生殖毒性:	知見なし
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露):	知見なし
特定標的臓器・全身毒性: (反復ばく露)	知見なし
吸収性呼吸器有害性:	知見なし

## 12. 環境影響情報

生態毒性:水生環境急性有害性	知見なし
水生環境慢性有害性	知見なし
残留性・分解性:	知見なし
生体蓄積性:	知見なし
土壌中の移動性:	知見なし

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装:	容器は清潔にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

国際規則	
国連番号:	非該当
国連分類:	非該当
容器等級:	非該当
海洋汚染物質:	非該当
特別の安全対策	運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法:

名称を通知すべき有害物

(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

カーボンブラック:政令番号 第130号

鉱油:政令番号 第168号

二酸化マンガンを:政令番号 第550号

酸化亜鉛:政令番号 第188号

名称等を表示すべき有害物(施行令第18条):

鉱油、二酸化マンガンを、酸化亜鉛

特化則第2類物質:二酸化マンガンを

二酸化マンガンを:第1種指定化学物質

(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(政令番号 第412号)

化学物質排出把握管理促進法  
(PRTR法):

指定可燃物・合成樹脂類(法第9条の4 政令別表第4)

消防法:

発泡させたもの 20 m<sup>3</sup>、その他のもの 3,000 kg

## 16. その他の情報

記載内容の問い合わせ先:

三ツ星ベルト株式会社

建設資材事業部 技術・生産部

電話 078-682-3379

参考文献:

1)化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)

2)製品安全データシートの作成指針

3)材料メーカーの安全データシート

記載内容の取り扱い

本安全データシート(SDS)は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、SDS中の注意事項は通常の取扱いを対象にしたものです。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。また、当社はSDS記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。